

明 産 第 2 1 7 号
令和 7 年 4 月 2 5 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明日香村長 森川 裕一

市町村名 (市町村コード)	明日香村 (29402)
地域名 (地域内農業集落名)	大根田 (大根田)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 7 年 4 月 6 日 (第 2 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

2020年の農業センサスにおいて総農家数は25戸であり、認定農業者は6人、認定新規就農者は1人となっている。従来から水稻と果樹を営む専業農家が多く存在し、その経営規模も大きく、本村においても屈指の農業集落であるが、徐々に兼業化へと変化している。また、いちごを基幹作物として経営を行う担い手が数多く存在し、中心経営体の核となっている。

しかし、鳥獣害による被害が多くみられており、山地に近い斜面地(過去にみかんなどの果樹を栽培していた農地など)から営農が難しくなっている。また、小規模な農地、道が狭くアクセスが難しい農地が少なくない。営農環境の維持に向け、鳥獣害対策とともに農地整備(小規模な基盤整備等)を行うことが求められている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

現在の個々の耕作をベースに、高齢化等により耕作できない農地は中間管理機構を通じた貸借等により担い手への集積・集約化、新たな担い手の確保を進め、できる限り農地としての維持を図る。特に、水の条件がよい農地は、集落として営農を維持しながら、中長期的な視点で小規模農地の基盤整備(1ha規模)について検討し、営農環境の維持を図る。

水稻や観光農園等の主な農産物・経営を維持し農地の管理を行っていく。

また、多面的機能支払交付金を継続して活用していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	17.41 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	17.41 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

集落近郊の農業振興地域のうち農用地区域内の農地を中心に、水田や施設栽培などの圃場を農業上の利用が行われる農用地とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積・集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、新規就農者及び規模拡大を考えている農業者を中心に農地集積・集約を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮して、段階的に集積を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
特記事項なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
関係機関とも連携し、地域内外から多様な経営体を募集する。また、村と連携した企業の農業参入をはじめ、新規就農者が営農しやすい環境整備を図るなど、定着に向けた取組を展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
水稻栽培の植付から収穫に係る作業は、集落内有志による受託を図るとともに、地域内で担いきれない農作業は、公社やJAと連携した委託により、荒廃農地を未然に防止し、農地保全や農地活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☒ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

① イノシシやシカなどによる被害が拡大しないよう、電気柵や防護柵の設置・点検を行うとともに、被害情報等の共有により対策を効果的に実施する。また、鳥獣害被害が少ない作物(ニンニクなど)の検討・導入、営農が難しくなった果樹園地は適切に山地化するなど、イノシシやシカの活動範囲拡大を防ぐ。

⑦ 多面的機能支払交付金を活用して地域で農用地、水路等の保全・管理(共同活動)を進める。

- ・【農用地】 草刈り、遊休農地発生防止活動など 年3回
- ・【水路】 泥上げ、草刈りなど 年3回
- ・【農道】 草刈りなど 年3回

⑩狭い農地を中心に、多様な主体とも連携しオーナー制度の活用を図る。